

社会を明るくする運動の一環として婦人会をはじめ行政委員等大勢の方

がたにご協力をいただき募金活動を行った結果は次の通りです。

218,124円

1円玉募金

第43回社会を明るくする運動光町実施委員会

平成5年7月12日北海道南西沖で発生した地震は奥尻島を中心に甚大な被害をもたらしました。町と日赤光町分区分で義援金協力の呼びかけを

しました。ご協力ありがとうございました。

この貴重な浄財は、青少年非行防止及び更生援護事業に活用させていただきます。今後も本運動への理解と協力をお願い

町・日赤光町分区分の呼びかけ

北海道南西沖地震

たところ、合計で1,867,381円が集まり、奥尻町と日赤北海道支部へ送金しました。

日吉地区	40,229円
南条地区	52,227円
東陽地区	60,506円
白浜地区	65,162円
合計	218,124円

ありがとうございました

ご存知ですか？

譲渡所得にかかる国民健康保険税



土地や建物を売却した場合の譲渡所得には、所得税のほか住民税や国民健康保険税が課税されますが、所得税、住民税の税額が算出されない場合でも国民健康保険税は算出されます。

例示は下記の通りです。

例 (一般の長期譲渡所得の場合)

土地売却代金	150万円
取得費・譲渡費用	50万円
特別控除額	100万円
(譲渡の種類により控除額は異なります。)	

- ① 所得税
 $(150万円 - 50万円 - 100万円) \times 30\% = 0円$
- ② 住民税(所得割)
 $(150万円 - 50万円 - 100万円) \times 9\% = 0円$
- ③ 国民健康保険税(所得割)
 $(150万円 - 50万円) \times 6\% = 60,000円$

※国民健康保険税の算出にあたっては、特別控除が適用されません。

●特別控除額一覧表

土地・建物の譲渡	原則	・長期譲渡所得……100万円 ・短期譲渡所得……なし
	特例	・取用交換等のために土地を譲渡した場合……5,000万円 ・居住している家屋や家屋とともにその敷地を譲渡した場合……3,000万円 ・特定土地区画整理事業等のために土地を譲渡した場合……2,000万円 ・特定住宅地造成事業等のために土地を譲渡した場合……1,500万円 ・農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合……800万円

なお、土地・建物の譲渡所得から差し引く特別控除額の最高限度額は、年間の譲渡所得全体を通じて5,000万円となります。

受けていますか？がん検診

婦人科・乳がん

9月13日～17日

実施の通知について

女性にとって子宮がん・乳がんは、ともに気になる病気です。しかしいくら気にしていても検診を受けないでは自分が大丈夫かどうかはわかりません。がんの予防は何といっても定期検診が決め手となります。年に一度の検診を忘れずに行きましょう。

2月に行いましたががん検診調査票で、婦人科、乳がん検診を希望された全員の方に問診票を郵送します。なお、希望されていない方調査票を提出していない方で検診を希望される方は、役場保健衛生課までご連絡ください。

▼ がん予防は定期検診



日程

月日	受付時間	検診会場	実施対象地区
9月13日(月)	午後1時～2時30分	保健センター	日吉地区・桑郷・西高野・谷中・原方
9月14日(火)	〃	〃	南条地区・古屋・宮内
9月16日(木)	〃	〃	橋場・入・作間内・篠原
9月17日(金)	〃	〃	白浜地区

◎ 指定日に都合の悪い方は他の日でも受けられます。

9月30日(木)は、固定資産税 3期分・国民健康保険税 3期分の納期日です。